

中国特許情報の最新動向： 非正常出願の実態

Latest trends in Chinese patent information : Actual state of abnormal applications



アジア特許情報研究会

伊藤 徹男

2004～2018：日本知的財産協会セミナー講師、2008年：アジア特許情報研究会設立、2010～現在：三菱ケミカルリサーチ客員研究員

✉ patentsearch2006@yahoo.co.jp

1 はじめに

今年6月に中国特許庁（中国国家知的財産権局：CNIPA）から「国家知識産権局2021年度報告（2021 ANNUAL REPORT）」が公表された¹⁾。

その中では昨年9月に公表された「知識産権強国建設綱要（2021-2035年）」という15か年計画の中で2025年までの中期目標と2035年までの長期目標が示されており、「十四五国家知財保護と運用」では、2025年までの中期目標として高価値特許保有数として人口1万人当たり12件（2020年では6.3件）など、さらに具体的な数値も示した目標が掲げられています。

そして、その報告の中では「非正常出願」についても触れられています。「非正常出願」は、出願助成金などを目当てに明細書の体をなさない出願や、先願とほとんど同一の出願をする、いわゆる「コピー出願」などですが、近年の全体の出願数の激増と共に非正常出願数もかなりの数に上るようになり、昨年以降、矢継ぎ早に取り締まりのための通達などが出されています。

本稿では、この非正常出願に関する動向を紹介するものです。

2 中国特許出願動向

例年、中国特許（特許、実用新案、意匠）出願動向は毎年3月頃に発表されるCNIPA統計年報のWebサイト²⁾から入手していますが、2021年度の統計年報の収録が遅れていました。8月現時点でようやく収

録され、「CNIPA 2021年度報告（2021 ANNUAL REPORT）」¹⁾と併せて参照し、特許出願推移としてグラフ化しました（図1）。

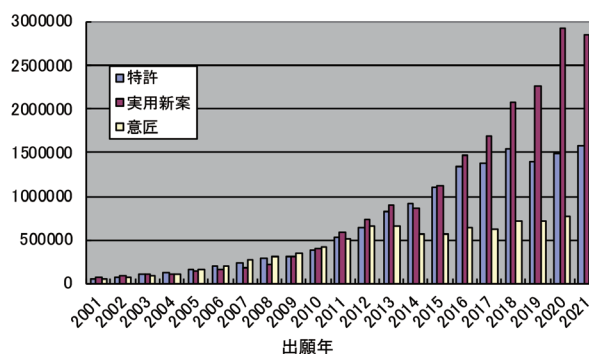


図1 中国特許出願推移

これまでうなぎ上りに上昇してきた特許が2019年出願分では前年を14万件ほど下回り、その後、徐々に回復して2021年出願分は2018年と同レベルとなっています。実用新案出願数も2021年には前年を8万件も下回り、285万件となっています。

この特許、実用新案出願件数のダウンについては、これまでの出願奨励施策として実施されてきた補助金・奨励金のカットや次項で紹介する非正常出願に対する取り締まりが強化され、場合によっては罰則が科されることとなったため、その指導により出願公開前（特許）に取り下げたことが影響している、とも言われています。

3 非正常出願出現と取締りの経緯

非正常出願が現れることとなった要因には出願助成制度が影響していることは中国特許庁も認めているところです。そこでその出願助成制度と出願の質向上に対する取り組みについて経緯を追って概観してみることになります。

中国では、つい最近まで出願すれば（出願の方式さえ整っていれば）出願助成金が貰えたり、審査請求費用が免除されたり、登録になればさらに維持年金（当初は3年分であった）が助成されるなど、専利出願に対して国をあげて助成することで出願することになじんでもらおうとする政策が打ち出されてきました。さらにはその国の助成と重複する形で各省や各市からも助成金が受け取れることになっていました。

これらの助成は「誰でも」という訳ではなく、以下の特定の条件を満たす中小企業、個人等となっています。

助成を享受できるのは（出願助成対象）は当初、

①前年の平均月収が3,500元（年間42,000元）未満の個人

②前年の課税所得が30万元未満の企業

でしたが、2019年には以下のように条件が少しゆるくなりました。

①前年の平均月収が5,000元（年間60,000元）未満の個人

②前年の課税所得が30万元未満の企業

【関連する政令、局令、通達の推移】

以下に時系列的に関連する政令、局令、法令を、そして発布することとなった要旨のみを簡単に挙げました。

(1) 1994年8月15日「专利申请费用减缓办法」³⁾

- ・出願費用、審査請求費、登録後の年金費用（特許権が付与された年から3年以内の維持年金）、覆審費用などが免除
- ・出願人または特許権者が個人である場合、出願料の80%
- ・出願人または特許権者が法人である場合、出願料の60%。

(2) 2006年10月12日「专利费用减缓办法」⁴⁾

- ・出願人または特許権者が個人である場合、出願料の85%、発明特許出願の審査料および維持年金、再審査料の80%の支払いを延期するよう要求することができる。
- ・出願人または特許権者が法人である場合、出願料の70%、発明特許出願の審査料および維持年金、再審査料の60%の支払いを延期するよう要求することができる。

(3) 2013年12月25日「専利出願の質を向上させる若干意見」⁵⁾

出願の量から質への転換声明

(4) 2016年7月27日「专利收费减缴办法」2016年9月1日施行⁶⁾

登録後の維持年金費用補助が特許権付与年から3年以内が6年以内に延長された。

助成を享受できるのは

- ・前年の平均月収が5,000元（年間60,000元）未満の個人
- ・前年の課税所得が30万元未満の企業
- ・公的機関、社会团体、非営利の科学研究機関

(5) 2016年12月6日「専利出願行為の適正化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」に関する説明⁷⁾

「専利出願行為の適正化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」改正箇所対照表⁸⁾

非正常専利出願行為の方式の追加

非正常専利出願行為に対する処理措置の強化

(6) 2017年2月28日「知识产权局关于修改《关于规范专利申请行为的若干规定》的决定」⁹⁾

「専利出願行為の適正化に関する若干の規定」の第3条以下を修正

(7) 2017年4月1日「关于规范专利申请行为的若干规定」(2017) (第75号)¹⁰⁾

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」¹¹⁾

名称を「關於規範專利申請行為的若干規定」から「關於規範申請專利行為的若干規定」に改正



非正常専利出願行為について補足・改善
非正常専利出願の審査手順を明確に規定
非正常専利出願行為に対する処理に関する関連処理措
置を更新・整備

「情状が深刻である出願人に対しては、専利費用を軽減せず、追納を要求する上に、状況に応じて本年度から5年以内に専利費用を軽減しない。」とまで迫っています。

(8) 2018年6月15日「关于停征和调整部分专利收费的公告」(第272号)¹²⁾

- ・特許権が付与された年から6年以内の維持年金補助が10年に延長された。
- ・実体審査段階に入った特許出願は、最初の審査意見通知の満了前に自主的に取り下げた場合、審査料の50%は返金される場合がある。

(9) 2018年11月6日「専利代理条例の改訂」中華人民共和国国务院令 第706号¹³⁾

非正常専利出願をなくすためには代理人の役割も重要な観点から専利代理条例を改訂。

(10) 2019年6月28日「关于调整专利收费减缴条件和商标注册收费标准公告」¹⁴⁾

- 助成を享受できる者の条件が拡大された。
- ・前年の平均月収が5,000元(年間60,000元)未満の個人
 - ・前年の課税所得が100万元未満の企業
 - ・公的機関、社会团体、非営利の科学研究機関

(11) 2021年1月27日「国家知识产权局关于进一步严格规范专利申请行为的通知」¹⁵⁾

「専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する国家知識産権局の通知」(JETRO 訳)¹⁵⁾

非正常出願行為への対応などが示され、「専利出願件数統計から非正常出願の件数を差引く」ことなども示されています。

非正常出願に関しては、情状に応じて助成費用の返納が求められることとなりました。

イノベーションの保護を目的としない非正常特許出

願行為を排除するため、2021年6月末までに、特許出願時の助成を全面的に廃止し、登録時の補助金は2025年までに全面的に廃止するよう指摘しています。

2021年未までに専利出願秩序が更に規範化され、非正常出願が明らかに減少し、高品質の専利出願の比率が継続的に向上するよう努力する、ともされています。

そして、対象となる非正常特許出願行為として、以下のような類型を例示しています。

1) 「特許出願行為の規範化に関する若干の規定」(国家知識産権局第75号局令) 第3条に規定する6種類；

- (a) 同一の出願人による内容が明らかに同一の複数の出願、或いは他人にそれをさせた場合；
- (b) 同一の出願人による明らかに先の技術或いは意匠の出願を剽窃した複数の出願、或いは他人にそれをさせた場合；
- (c) 同一の出願人による異なる材料、成分、配合比、部品などを簡単に代替或いは足した複数の出願；
- (d) 同一の出願人による実験データ或いは技術的効果が明らかに捏造された複数の出願；
- (e) 同一の出願人によるコンピュータ技術などを用いてランダムに製品形状、パターン或いは色を生成させた複数の出願；
- (f) 他人或いは特許代理人の支援を受けた上記(a)から(e)の出願。

2) 出願人が故意に関連する特許出願を分散させて行った出願。

3) 出願人がその研究開発能力と明らかに矛盾した出願。

4) 出願人による異常な転売のある出願。

5) 出願人による特許出願で、複雑な構造で簡単な機能を実現する技術、従来の或いは簡単な特徴を組合せ或いは積み重ねるなど明らかに技術改良の常識から外れた技術であるもの。

6) その他、民法典に規定する信義誠実の原則に違反、特許法関連規定に合わない特許出願管理秩序を乱す行為による出願。

(12) 2021年3月12日「国家知识产权局发布《关于规范申请专利行为的办法》的公告」(第411号)¹⁶⁾

1月27日の通知が弁法として公告されました。

「専利出願行為の規範化に関する弁法」施行

(13) 2021年5月6日「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」¹⁷⁾

(14) 2021年8月23日 違法行為のあった特許代理事務所等を処分¹⁸⁾

代理事務所69社と個人2名が無資格、無許可で代理業務を行ったとして処分され、事務所名も公告されました。非正常出願を取り扱ったかどうかは明らかにされていません。

4 出願統計への影響

2021年1月27日「国家知识产权局关于进一步严格规范专利申请行为的通知」で「専利出願件数統計から非正常出願の件数を差引く」などと宣言され、2018年～2019年の出願案件から非正常出願が削除されたとも言われていますが、非正常出願をどのように特定するのか興味あるところです。

一説によると、2018年以降、「コピー出願などの非正常出願をした者は出願が公開になる前に自発取下げすれば懲罰を課さない」とのことから大量の非正常出願が取下げられた、とも囁かれています。出願された特許は公開前であればいつでも取下げられ、公開特許とはならず、その出願情報はデータベースには収録されません。出願され、公開特許となってデータベースに収録されたものだけが検索によって把握できるのですが、CNIPAには出願受付情報があるので公開前取下げ案件も「出願特許数」としてカウントできます。そのようなもの（公開前取下げ案件）は「出願数」として発表されていないのかもしれない。

CINIPAが発表している出願推移を見てみると（図1）、確かに特許では2019年、2020年の出願数が減少しています。この減少分が非正常出願取下げによるものかどうかは確認しようもありませんが、昨年、アジア特許情報研究会の「検索 Tips」で、データベースの出願番号の欠落情報から公開前取下げ等について推測した考察を試みました。（「中国の非正常出願と出願番号付与」¹⁹⁾

「データベースの出願番号の欠落情報」とは以下のように検証したものです。

10万件単位の出願番号年数字、例えば2018年出願であればCN201810000000～CN201810099999までをCN2018100%（%は後方一致のトランケーション）で検索すると89,631件がヒットします（データベースに収録された件数）。公開前の出願取下げなどなければ10万件となりますが、1万件強が欠落していることとなります。

2018年に出願されたものがすべてCN20181%とはならず、わずかに出願年を跨ぐ出願番号もありますし¹⁹⁾、また出願番号は出願順に連番がふられていることを前提にしています。

2018年と2019年の収録数を表1に示しました。まだすべて公開されたわけではないので（出願1年以内公開の早期公開特許が増えているとしても）若干追加もありますが、2022年7月3日現在の収録数です。

表1 出願番号の欠落

2018年		2019年	
CN2018100%	89,631	CN2019100%	90,281
CN2018101%	89,714	CN2019101%	90,740
CN2018102%	87,865	CN2019102%	91,690
CN2018103%	89,094	CN2019103%	91,883
CN2018104%	88,498	CN2019104%	91,718
CN2018105%	87,992	CN2019105%	91,888
CN2018106%	87,739	CN2019106%	92,330
CN2018107%	88,284	CN2019107%	92,439
CN2018108%	86,914	CN2019108%	90,661
CN2018109%	87,660	CN2019109%	92,311
CN2018110%	87,569	CN2019110%	92,189
CN2018111%	88,802	CN2019111%	91,740
CN2018112%	87,393	CN2019112%	90,680
CN2018113%	85,723	CN2019113%	90,951
CN2018114%	84,336	CN2019114%	24,188
CN2018115%	90,485	CN2019115%	0
CN2018116%	49,531		
CN2018117%	0		
集計	1,457,230		1,305,689

この収録情報は、それ以前の収録状況と大差なく、むしろ若干良好（欠落が少ない）なので、2018年以降の出願番号欠落（出願前取下げ等）がそれ以前より多い、という事実は確認できませんでした。

他方、実用新案についても非正常出願は特許と同様に存在するものと思われそうですが、そのほとんどが1年以内に登録となるために「登録前に取下げ」というアクションが間に合わなかったのでしょうか、出願数の伸び（登録数のダウン）に特許のような変化は見られません。

2021年の実用新案登録数が前年を下回りましたが、



これは非正常出願取締り（罰則等）の影響だともされて
います。

5 非正常出願の実例

請求項や詳細な説明の内容がほぼ同一の後願だからと
言ってコピー出願などの非正常出願とはなりません。分
割出願、特実同日出願、改良発明なども請求項や詳細な
説明の文言がほぼ同一のものとなることが多いのは自明
です。

図2に示したように発明の名称、要約（摘要）、請求
の範囲などがほとんど同一で出願人だけが違う後願特
許、実案（コピー出願）を非正常出願の一例と捉えました。

先願の出願人（潘戈）のこの案件（出願番号
CN200420023657.1）では、特実同日出願として
特許（CN200410025108.2）も出願され、特許は
2010年5月5日に登録になっていますが、実案は
2010年5月5日に重複授權放棄（避免重复授权放弃）
での失効ではなく、「2014.08.06 专利权的终止」で
失効となっています。

また、後願のCN201020614376.9（周晓刚）は、
2011年7月6日に登録となり、2014年12月31
日に「专利权的终止」で失効となっています。

上記例以外にも周晓刚氏はCN201020611990.X
（出願日2010/11/10）「多功能太阳能光伏电池光热
装置」として王文阁氏のCN200620148052.4（出
願日2006/10/23）の実案をコピーした出願など数
件のコピー出願をしています。

（以下に第1請求項だけを示します）

先願 CN200620148052.4（出願日 2006/10/23） の請求の範囲

1、一种多功能太阳能光伏电池光热装置，包括机体、设
置在机体中的光电装置和光热装置，其特征在于所述的
机体由隔板分成上、下两部分，所述光电装置固定
设置在隔板上部，光热装置的热能交换器固定设置在
隔板下部，其中光电装置的光伏芯片设置为水波纹形，
由其上层设置的增光反射体和下层设置的光热导体固
定，所述增光反射体和光热导体为固态透明体，该透明
体内设有反光、射光纳米材料。

番外：中国では同一発明(実案)も登録になる？

■ 调温式平板透明光伏管混合集热器

申请号: CN200420023657.1 申请日: 2004.06.11
公开(公告)号: CN2743983 公开(公告)日: 2005.11.30
申请(专利权)人: 潘戈
分类号: H01L31/058; H01L31/042; F24T2/00
优先权:
摘要: 本实用新型涉及一种调温式平板透明光伏管混合集热器,包括平板箱体,其特征还在于还包括平板箱体内部的调温式混合透明光伏管、联汇单元,其光电部分由调温式混合透明光伏管、导线、接线端口等组成,其光热调温部分由调温介质、调温式混合透明光伏管、联汇单元等组成,构成了平板透明光伏管集热器的调温功能,可使硅透明光伏管集热器在高温中的发电输出损失大大减少,并且可减缓了元器件的老化,使部分使用寿命得到提高;并可使非晶硅光伏部分在低温中的发电输出损失大为减少,提高平板透明光伏管集热器的输出功率。

实用新案は無審査で登録に



■ 调温式平板透明光伏管混合集热器

申请号: CN201020614376.9 申请日: 2010.11.10
公开(公告)号: CN201893357U 公开(公告)日: 2011.07.06
申请(专利权)人: 周晓刚
分类号: H01L31/048(2006.01); H01L31/052(2006.01); H01L31/058(2006.01)
优先权:
摘要: 本实用新型涉及一种调温式平板透明光伏管混合集热器,包括平板箱体,其特征还在于还包括平板箱体内部的调温式混合透明光伏管、联汇单元,其光电部分由调温式混合透明光伏管、导线、接线端口等组成,其光热调温部分由调温介质、调温式混合透明光伏管、联汇单元等组成,构成了平板透明光伏管集热器的调温功能,可使硅透明光伏管集热器在高温中的发电输出损失大大减少,并且可减缓了元器件的老化,使部分使用寿命得到提高;并可使非晶硅光伏部分在低温中的发电输出损失大为减少,提高平板透明光伏管集热器的输出功率。

クレームもほとんど同一
代表図まで同一のものも



図2 非正常出願の例（2011年～2018年 中国特許情報セミナーテキスト）

後願 CN201020611990.X (出願日 2010/11/10) の請求の範囲

1、一种多功能太阳能光伏电池光热装置，包括机体（1）、设置在机体中的光电装置和光热装置，其特征在于，所述的机体（1）由隔板（9）分成上、下两部分，所述光电装置固定设置在隔板上部，光热装置的热能交换器（6）固定设置在隔板下部，其中光电装置的光伏芯片（3）设置为水波纹形，由其上层设置的增光反射体（4）和下层设置的光热导体（7）固定，所述增光反射体（4）和光热导体（7）为固态透明体，该透明体内设有反光、射光纳米材料。

先願の請求の範囲の文言「包括机体」を「包括机体(1)」のように構成部に数字を付しただけの変更です。他の出願人においても 2012 年時点でこのようなコピー出願例は 40 数件確認していますから最近の問題、という訳ではありません。

さらにこれら非正常出願を扱う代理人も同一代理事務所が複数の案件で関わっていることも確認しています。

出願人にとっては、出願費用や登録費用（維持年金）もタダ同然で出願でき、代理事務所も処理案件が増えれば手数料収入も増えることになって、どちらも大した出費もなく、いわば WinWin の関係と言えるかもしれません。出願助成制度を悪用した、まるで詐欺行為です。

6 まとめ

中国における初期の出願助成制度により出願数が急速に伸び、米国を抜いて世界一になったと誇示している影にはこのようなからくりもあったのかと驚きます。

「専利を出願」するというハードルも当初は高かったようで政策的にも出願補助金、奨励金も功を奏し、出願数の伸びに寄与しました。しかし、2013 年の「出願の量から質への転換声明」だけでは抑えきれず、ついに悪質な出願を公開前に取下げることによって罰則を免除する、あるいは摘発し、出願助成金の返還はもちろん、一定期間は助成金も付与しない、というまでに至りました。

そして、2025 年までに多くの補助金、奨励金制度は廃止する、とまで宣言することとなりました。(2021 年 1 月 27 日「専利出願行為の更なる厳格な規範化に

関する国家知識産権局の通知」¹⁵⁾)

2021 年に出願された特許出願の内、見做し取下げ、自発取下げ、非正常出願に係る取下げが以下のようになっている²⁰⁾、との情報もありますが、今後は非正常出願に係る出願の監視も厳しくなり、正常出願として正しい統計情報に修正されていくものと思われませんが、やはりいくらかは非正常出願も後を絶たない状況が続くものと思われま

見做し取下げ：10.6 万件

正常な自発取下げ：4.1 万件

出願公開後の非正常出願に係る取下：15.1 万件

研究者が先行文献をろくに把握せずに、悪意なく、権利的には既に自社から出願した内容に重複する出願をすることもたまにあります。

以前から論文の盗用も問題になっており、最近では AI を活用し、そのような不正な論文を抽出することが行われているようですが、特許情報の分野でも中国では既に AI による非正常出願の抽出（選別）が行われているのかもしれない。

参考文献

- 1) https://www.cnipa.gov.cn/module/download/download.jsp?i_ID=175845&colID=2925
- 2) <https://www.cnipa.gov.cn/col/col61/index.html#mark>
- 3) <http://tradeinservices.mofcom.gov.cn/article/zhengce/flfg/201710/191.html>
- 4) http://www.gov.cn/flfg/2006-11/06/content_433510.htm
- 5) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/2013/gov/3c50b2d7791d64e4.html>
- 6) http://www.gov.cn/xinwen/2016-08/04/content_5097534.htm
- 7) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20161206_2.pdf
- 8) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20161206_3.pdf



- 9) http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5222952.htm
- 10) https://www.cnipa.gov.cn/art/2017/3/2/art_74_27619.html
- 11) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170401_all.pdf
- 12) https://www.cnipa.gov.cn/art/2018/11/30/art_332_42138.html
- 13) http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/19/content_5341736.htm
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20190301r.pdf
- 14) http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2019-12/09/content_5459661.htm
- 15) https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/27/art_545_156433.html?xxgkhide=1
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20210127.pdf
- 16) https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/3/12/art_74_157677.html
- 17) https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20210506_kisou_jp.pdf
- 18) https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/8/23/art_53_169607.html
- 19) http://patentsearch.punyu.jp/asia/copy_patent_number.pdf
- 20) <https://mp.weixin.qq.com/s/eHYFLSAvq4bl1ji-OhhceQ>

(参照文献確認日：2022年8月15日)

